運輸審議会
　会長　堀川　義弘　殿

国土交通省関東運輸局
鉄道部長　中谷　誠志

公　述　書

事案番号令８第３００３号の審査請求の裁決に係る事案について、処分庁の立場から公述する。

１．本件処分の概要

はじめに、審査請求の対象となっている本件処分の概要について述べる。

本件処分は、国土交通大臣が令和７年８月１日付けで認可した東日本旅客鉄道株式会社から申請された鉄道事業法第１６条第１項に基づく旅客運賃の上限変更を受けて、運賃計算上同一線として扱われてきた東京・熱海間の東海道本線と東海道新幹線を別線として扱うこととする適用方法の変更について、関東運輸局長が令和７年９月２６日付けで認可したものである。

２．関係法令の規定

次に、本件処分の根拠となる法令の規定について述べる。

鉄道事業の旅客運賃について、鉄道事業法第１６条第１項は、「鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」と規定し、同条第２項は、「国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。」と規定している。

また、鉄道事業法第６４条は、「この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。」と規定しており、これを受けて、鉄道事業法施行規則第７１条第１項は、「法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。」と規定するとともに、同項第６号ロにおいて、「イに掲げるもののほか、普通旅客運賃、定期旅客運賃その他の基本的な旅客の運賃に係るもの（軽微なものを除く。）以外のもの」と規定して、鉄道事業法第１６条第１項による認可処分の権限の一部を国土交通大臣から地方運輸局長に委任している。

当該権限委任を含む鉄道の旅客の運賃及び料金に関する行政庁の職権については、国土交通省の通達である「鉄道の旅客の運賃及び料金に関する職権等について」において具体的に定めており、本件処分については、運賃の上限の設定・変更のうち「適用方法の軽微な変更」に該当するものとして、国土交通大臣から委任を受けた地方運輸局長による認可となっている。

なお、鉄道事業法第６５条は、地方運輸局長は、同法第６４条の規定により旅客運賃等の上限に関する認可に係る事項が地方運輸局長の権限に属することとなった場合において、当該事項について必要があると認めるときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取することができると定めるとともに、利害関係人の申請があったときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならないと定めている。

３．本件処分の適法性

続いて、審理員意見書で整理された本件審査請求の主要な論点に沿って、本件処分の適法性について述べる。

（１）別線化による利用者利便の阻害の有無について

審査請求人は、運賃計算上、別線として扱うことは旅程の柔軟性を損ない、利用者の利便を阻害するものであると主張する。

しかしながら、前提となる大臣認可は適法に行われており、東日本旅客鉄道株式会社と東海旅客鉄道株式会社の運賃水準が異なることから、東京・熱海間において東海道本線と東海道新幹線の別線化は必要な措置であると認識している。また、利用経路に応じた運賃収受は一般的な取扱いであり、旅行開始前後の経路変更にも適宜対応するとしているため、利用者の利便性を阻害するとはいえないと考えている。

（２）システム改修費用の原価算入の有無について

審査請求人は、別線化に係る運賃計算システムの改修費用が原価に算入されることは、「適正な原価」を超えるものであり違法であると主張する。

しかしながら、東日本旅客鉄道株式会社に確認したところ、別線化に伴い発生する運賃計算システムの改修費については原価に算入されていないため、審査請求人の指摘には当たらないと考えている。

（３）大臣認可案件と分離した審査の要否について

審査請求人は、運輸局長認可が大臣認可とは別の認可処分である以上、システム改修費等のコストを分離して原価計算書を提出・審査すべきと主張する。

しかしながら、（２）に記述したとおり原価に算入されていないため、審査請求人の指摘には当たらず、また、収入及び原価の審査については総括原価方式である以上、地方運輸局長に委任されている一部の手続きに係るコストを分離して審査する必要はなく、大臣認可全体の総括原価を確認したことは妥当であると考えている。

４．結語

以上のとおり、本件処分は適法に行われたものであることから、本件審査請求については棄却すべきと考える。

以上